銀行とりひき相談所相談受付状況（2026 年 10 月）

名古屋銀行協会
銀行とりひき相談所

1．受付件数の状況

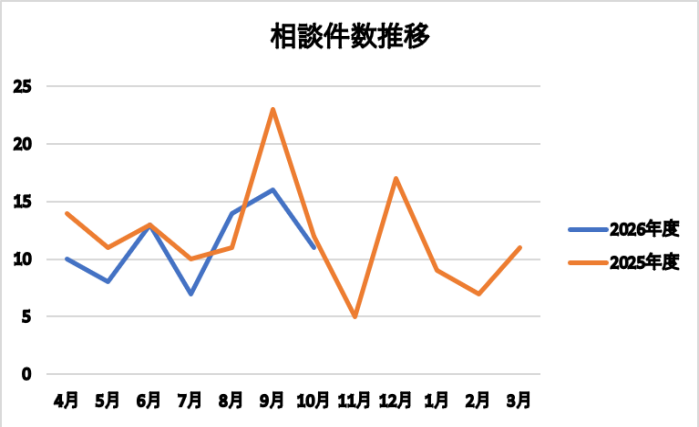

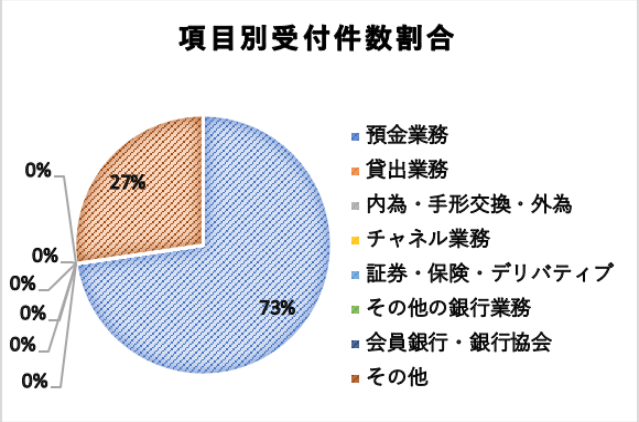

□相談件数は、今月は１１件と例月並みの水準に戻った。（前月比▲５件、前年同月比▲１件）

□項目別受付件数割合では、「預金業務」が８件と最も多く、「金融犯罪関連・その他」が３件であった。（詳細は別紙「銀行とりひき相談件数集計表」をご覧ください）

2．相談の主な内容

□預金業務

・自分が認知症になった場合、家族がお金を引き出しできる仕組みがあると聞いたが、どういうものか。

・ATM より現金を引き出して帰宅して数えたところ１万円少なかった。銀行に相談したところ ATM を精査するとのことであったが、その立会いをしたいと申し出たところ拒絶された。

・相互銀行時代の通帳が出てきたが、今でも引き出しすることはできるか。

・キャッシュカード再発行を依頼した。自分は日中仕事で不在のため、郵送されたカードは同居の妹が受け取っていると思われるが、仲が悪いため自分に渡してくれない。どうしたらよいか。

□金融犯罪関連・その他

・振り込め詐欺のあった場合の対応を確認しようとカスタマーセンターに電話したが、AI 音声で対応しており、当方の主張したいことを聞き取ってもらえない。

・タイムズの個人情報流出報道を受け、信用情報センターに電話しているがつながらない。どうしたらよいか。

3．トピックス

◆2027 年３月 31 日をもって電子交換所における手形・小切手の交換が廃止されます。

交換廃止に向け、金融機関によっては手形・小切手の最終振出期限を設定しています。期限の設定を公表している金融機関の多くが、2026 年９月 30 日を最終振出期限に設定しており、当該金融機関においては 2026 年 10 月１日以降に振り出された手形・小切手については、原則、当座勘定からの支払ができません。詳しくはお取引金融機関にお問い合わせください。

銀行に関するさまざまなご相談や苦情は
銀行とりひき相談所へご連絡ください。
052-559-6150 または右の QR コードへ

本資料の内容について、商用目的での転載・複製を行う場合はあらかじめ名古屋銀行協会までご相談ください。転載・複製を行う場合は、出所を明記してください。
本資料に掲載されている情報の正確性については万全を期しておりますが、名古屋銀行協会は、利用者が本資料の情報を用いて行う一切の行為について、何ら責任を負うものではありません。

2026.11